

## 第 1 回 田川市部落差別解消審議会

日時：令和元年 12 月 13 日（金） 10：00～

場所：田川市役所 4 階 庁議室

1 市長あいさつ

2 審議会委員自己紹介

資料 1

3 会長及び副会長の選出について

資料 1

資料 1 - 2

資料 1 - 3

4 会長あいさつ

5 本審議会にかかる情報公開の方針について

資料 2

6 審議事項

(1) 本審議会の今後の進め方について

(2) その他

令和元年12月13日現在

## 田川市部落差別解消審議会委員名簿

任期:令和元年12月13日から令和3年12月12日まで

	区分	氏名	所属	備考
1	識見を有する者	堀内 忠	田川地区人権センター	
2	識見を有する者	廣田 久美子	福岡県立大学	
3	関係団体	二場 浩隆	田川市区長会	
4	関係団体	小林 清	田川市人権・同和教育推進協議会	
5	関係団体	大石 英之	田川地区企業内同和问题研修推進員協議会	
6	関係団体	田丸 実男	部落解放同盟田川市協議会	
7	関係団体	田中 宏利	全日本同和会田川市連絡協議会	
8	関係団体	原田 幸子	田川人権擁護委員協議会	
9	関係団体	高村 陽子	たがわ21女性会議	
10	本市及び関係行政機関	柳井 妙子	田川市男女共同参画センター	
11	本市及び関係行政機関	矢野 俊昭	田川市教育委員会	
12	本市及び関係行政機関	川原 豊樹	田川公共職業安定所	

田川市部落差別の解消の推進に関する条例

平成 31 年 4 月 1 日

条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別の状況が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、田川市人権擁護条例（平成 8 年条例第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、部落差別のない田川市を実現することを目的とする。

(市の責務)

第 2 条 市は、国及び県との適切な役割分担を踏まえて、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に関する施策を講じなければならない。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための市の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

(教育及び啓発の充実)

第 4 条 市は、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実を図るものとする。

(推進体制の充実)

第 5 条 市は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び部落差別の解消に取り組む団体との連携を深めるとともに、施策の推進体制の充実を図るものとする。

(相談体制の充実)

第 6 条 市は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

(調査の実施)

第 7 条 市は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

(審議会)

第 8 条 部落差別の解消に関する重要事項について調査し、及び審議するため、田川市部

落差別解消審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会の組織及び運営に関する事項は、規則で定める。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

田川市部落差別解消審議会規則

平成 3 1 年 4 月 2 6 日

規則第 1 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、田川市部落差別の解消の推進に関する条例(平成 3 1 年条例第 4 号。以下「条例」という。)第 8 条第 2 項の規定に基づき、田川市部落差別解消審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 部落差別の解消を図るための施策の推進に関する事項について調査し、及び審議すること。
- (2) 部落差別の解消のための教育及び啓発の推進に関する事項について調査し、及び審議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、部落差別の解消のために市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じて審議し、及び答申するほか、市長に対して意見を述べること。

(組織)

第 3 条 審議会の委員は、1 5 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 部落問題に関し識見を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 本市及び関係行政機関の職員
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民生活部人権・同和対策課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(会議招集に関する特例)

- 2 この規則の施行後初めて開かれる会議は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、市長が招集する。

# 情報公開に対する本市の基本方針について

## 国の方針

### 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

（目的）

第1条 この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

（地方公共団体の情報公開）

第25条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。



国の方針を本市に置き換えると

住民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の有するその諸活動を住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、住民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

また、本市では平成4年に情報公開に関する基本的な方針を定めている。

## 本市の方針

### 田川市情報公開条例（平成4年条例第1号）

（目的）

第1条 この条例は、市の保有する情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、市政に関する市民の知る権利を明らかにするとともに、市民の市政への理解と信頼を深め、市政への参加の促進を図り、もって地方自治の本旨に即した公正で開かれた市政を推進することを目的とする。

（情報公開制度の総合的な推進）

第18条 実施機関は、この条例に基づく情報の開示を行うほか、市民が必要とする情報を積極的に提供するとともに、情報公開制度の総合的な推進に努めなければならない。

この方針に基づき市が保有する情報（以下に例示）は原則として公開するものとする。ただし、情報に個人情報が含まれる等一部の場合は公開しないことができる。

行政文書

電磁的  
記録

図面

写真

附属機関  
の  
会議内容

・・・など